

要約版

日野町地域福祉推進計画

第2次日野町地域福祉計画
第1次日野町地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度

**地域の絆を深め、
すべての住民が笑顔で暮らせる
まちづくり**



令和8年3月

日野町・日野町社会福祉協議会

計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨

めまぐるしく変化するまちづくりの課題や複雑化・多様化する住民の生活課題など、これまで経験したことのない福祉的な問題が発生してします。

改めて地域の現状と課題を整理しながら、時代に合わせ着実に地域福祉を推進するため、役場内の調整役である健康福祉課と日野町社会福祉協議会が連携し、「日野町地域福祉推進計画」を策定します。

すべての人々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、行政や社会福祉協議会、事業者やボランティア団体などのほか、地域住民も自分の地域の中の人々が抱えるさまざまな問題・課題の解決に向けて、自分ごととして一緒に取り組みを進めていきたいと考えます。

計画の期間

計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間です。

計画の位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第107条に規定される市町村地域福祉計画、第109条に規定される市町村地域福祉活動計画として位置づけます。

また、本計画の一部は「社会福祉法」第106条の5に基づき策定する重層的支援体制整備事業実施計画、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づき策定する子どもの貧困対策計画、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づき策定する成年後見制度利用促進計画、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき策定する再犯防止推進計画としても位置づけます。

福祉等の個別計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。また本計画は、これまでに策定された高齢者、障がい者、児童など各分野の保健福祉計画を横断的につなぐとともに「地域の絆を深め、すべての住民が笑顔で暮らせるまちづくり」を目指すための「理念」や「施策の方向性」などに関する事項を一体的に定めます。対象者を限定せずすべての住民を対象とし、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

<理念・目標の共有 / 連携と協働>

- ・日野町地域福祉計画
- ・日野町地域福祉活動計画

日野町地域福祉推進計画

連携

創生
戦略

「地域福祉を横断的、総合的に推進する基本計画」

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 障がい福祉計画・障がい者計画・障害時福祉計画
- 子ども・子育て支援計画
- 健康ひの21プラン
- 地域防災計画
- その他の個別計画

効果的に
地域福祉を
推進する

地域福祉の方向性

地域の絆を深め、 すべての住民が笑顔で暮らせるまちづくり

日野町は急速な少子高齢化が進行しており、世帯の小規模化やひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の増加はさらに進んでいます。地域においても地域活動の担い手不足が深刻化し、集落機能の維持が困難な地域（限界集落）が増え自治会運営にも大きな影響をもたらしています。

そのような中でも人と人のつながりを大切にし、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、住民同士が互いに助け上手・助けられ上手になることを今後も啓発し、日頃からの支え合い・助け合いのもとで地域に暮らす住民同士の絆・つながりを深めるため、住民参加を基本とし社会福祉協議会、町、家庭、地域、学校、ボランティア団体等が協働して地域福祉の推進、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

基本目標

日野町の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、基本理念の実現に向けた基本目標として、第1期地域福祉計画で設定した3つの基本目標を再度設定し、取り組みを深めていきます。

I 地域福祉を推進していくための体制整備

住民の意識や価値観、行政課題や住民ニーズも多様化・複雑化・高度化しており、行政が提供するサービスだけですべての問題を解決することは大変難しくなっています。

これからも、住み慣れた地域の中で、行政や、地域で活動する団体の方々だけでなく、住民一人ひとりが主体となり、それぞれが地域の問題の解決のために取り組む「地域福祉」をより推進することが必要であり、住民誰もが安心して暮らしていける住みやすい社会をつくっていくための体制整備を進めていきます。

II 安心安全な暮らしを支える地域づくり

誰もが安心して安全に暮らせることを目指します。そのために、住民同士のつながりを深める地域での話し合いの場づくりを促進します。また、住民同士が互いに支え合い、助け合っていく仕組みづくりや、災害時の備えの取り組みを進め、安心安全な暮らしを支える地域づくりを進めていきます。

III 地域福祉を担う人づくり

誰もが地域福祉の参加者となることを目指します。そのために、学びの機会を充実させることで地域福祉への理解を深めます。また、地域で支え合い、助け合いによる地域福祉活動に取り組む地域のリーダー役となる人の育成に取り組むことで、地域福祉を担う人づくりを進めていきます。

地域福祉を推進していくための体制整備

1 集落の生活課題を解決する力の向上

【目指す姿】

各関係機関と協力し、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題の把握・解決を行う。

地域住民の取組

主体となり地域での見守り活動、サロン開催、支え愛マップなどを活用し、地域課題の解決に取り組んでみましょう。

社協の取組

生活支援コーディネーターを配置し、サロン、支え愛マップなどの作成支援を行い、地域課題解決の支援を行います。

町の取組

社会福祉協議会との連携し、集落活動を支援します。



2 社会福祉協議会の機能強化

【目指す姿】

生活支援コーディネーターと福祉活動専門員を配置し、地域と連携し地域ニーズ把握に努め、地域住民と連携・協働し地域福祉を推進する。

社協の取組

採用計画に基づき、職員を採用・育成し組織体制を強化します。相談体制を整備し集落の生活課題を解決します。

町の取組

定期的に連絡調整会議を開催し連携を強化し、社会福祉協議会とともに集落活動を支援します。



地域福祉を推進していくための体制整備

3 包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現

【目指す姿】

高齢、子ども、障がい、生活困窮の各分野を超え、それ以外の福祉制度、福祉以外の関係制度の縦割りをひとまとめにし、複合化・複雑化する課題に対応する。

地域住民の取組

課題を抱える地域住民の発見、生活課題の解決のための話し合いの場づくりに取り組みましょう。

社協の取組

各関係機関と連携し、地域行事、生活課題の解決等を目的とした世代間交流の支援などに取り組みます。

町の取組

庁内の各課等相談窓口の連携・機能強化を行い、複合化・複雑化する生活課題の解決する体制を整備します。

※「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」第106条の5第1項に規定する市町村計画として位置づけています。



4 生活困窮者等自立相談支援機関の役割

【目指す姿】

専門機関の相談体制を強化し、支援が必要な方に対する確かな対応を行う。

地域住民の取組

相談窓口の紹介、相談窓口へ相談するよう地域の中で声をかけ合いましょう。

社協の取組

行政、各関係機関と連携し、日常生活自立支援事業、家計改善支援事業等を実施します。

町の取組

庁内の各課等相談窓口の連携・機能強化を行い、複合化・複雑化する生活課題の解決する体制を整備します。



地域福祉を推進していくための体制整備

5 子どもの貧困対策

【目指す姿】

福祉、子育て支援、保健、学校教育など、様々な分野、機関と連携し取り組みを進める。

地域住民の取組

子育て世帯が地域の中で孤立しないよう、声かけをしましょう。

社協の取組

生活福祉資金をはじめとした貸付金の相談受付や、さまざまな制度の紹介に取り組みます。

町の取組

妊婦から出産、子育てにおける切れ目のない支援、児童手当、給食費の無償化など、支援の充実を図ります。

※「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」第9条第2項に規定する市町村計画として位置づけています。



6 成年後見制度の利用促進

【目指す姿】

総合的な権利擁護事業の推進のため、関係機関の連携や地域の中での見守り活動の強化による虐待等の防止、早期発見できる取り組みを進める。

地域住民の取組

市民後見人養成講座への積極的な参加、さまざまな課題を抱える世帯の早期発見・連絡に努めましょう。

社協の取組

成年後見制度をはじめ、権利擁護の取り組みを推進します。

町の取組

市民後見人養成講座の周知、成年後見制度市町村申し立ての積極的な活用を行い、権利擁護の取り組みを積極的に進めます。

※「成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）」第14条第1項に規定する市町村計画として位置づけています。



地域福祉を推進していくための体制整備



7 犯罪をした人等への社会復帰支援

【目指す姿】

犯罪や非行をした人が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し、地域の一員として活躍でき、再犯を防止し、安全に安心して暮らせる地域社会を目指す。

地域住民の取組

犯罪や非行をした人が地域で孤立しないよう、再犯防止に対する理解を深めましょう。

社協の取組

犯罪や非行をした人を排除しない地域づくりのコーディネートを行います。

町の取組

再犯防止に対する学習会や就労支援、住居の確保など、地域の関係機関による社会復帰を支援します。

※「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」第8条第1項に規定する市町村計画として位置づけています。

8 福祉のサービスを利用しやすい体制づくり

【目指す姿】

日常生活において、必要な時に必要な情報が得られるよう、様々な媒体による情報提供を行い、解決を図る。

地域住民の取組

地域の関係機関の情報を取得することに努め、悩みを抱え込まず相談窓口を活用し、または紹介しましょう。

社協の取組

広報誌、ホームページ等を充実させ、相談窓口の周知を図ります。

町の取組

日常生活に必要な事業や相談窓口の周知を図るほか、専門性の高い相談に対応するため、専門機関との連携強化を図ります。



安心安全な暮らしを支える地域づくり

1 世代間交流の促進

【目指す姿】

幅広い世代が地域の中でつながるため、各地域内の集いの場を積極的に増やす。そのために近所づきあいの復活を図る。

地域住民の取組

地域内の活動の企画運営、話し合いの場など、幅広い世代が集う活動を開催し、つながりづくりに努めましょう。

社協の取組

地域内での集いの場づくりの支援、幅広い世代が活躍する避難所開設支援など、交流の場づくりを支援します。

町の取組

誰もが参加しやすい講座の企画、集落支援員等による地域力向上の取り組みなどを行います。



2 集いの場の確保

【目指す姿】

「集まれる場所がほしい」「皆で仲良くお茶でもしたい」と思われている人の居場所として、地域の集会所や公民館等を活用し、気軽に集まれる場所や仕組み作りを支援する。

地域住民の取組

地区の集会所を定期的に活用と整備に努め、地域住民が気軽に集える拠点づくりに取り組みましょう。

社協の取組

生活支援コーディネーター等が地域が目指す拠点づくりを支援します。

町の取組

いきいき百歳体操、eスポーツ等を推進、庁舎内各課連携によりみんなの集いの場づくり、活動を支援します。



安心安全な暮らしを支える地域づくり



3 災害への備え

【目指す姿】

防災・減災対策と地域福祉活動の一体的な取り組みを行うため、日野町地域防災計画と連携し、支え愛マップの作成や効果的な防災避難訓練に取り組む。

地域住民の取組

食料品、飲料水等生活必需物資の準備、災害時を想定した日頃からの声かけ等に取り組み、地域で災害に備えましょう。

社協の取組

すべての自治会で支え愛マップの普及・作成支援を行い、防災と福祉の考え方を生かした地域づくりを支援します。

町の取組

社会福祉協議会と連携した支え愛マップ、個別避難計画の作成促進等に取り組み、住民の防災意識の向上に取り組みます。

地域福祉を担う人づくり

1 福祉や人権についての理解

【目指す姿】

認知症、障がい、子育て、虐待など、地域で暮らすあらゆる人の人権が尊重され理解が深まるよう、学習会への積極的な参加、地域での学習会等の開催を推進する。

地域住民の取組

各関係機関が開催する福祉や人権に関する講座に積極的に参加しましょう。

社協の取組

生活支援コーディネーターを中心とした地域共生社会への理解を深める福祉教育活動等の取り組みを進めます。

町の取組

町民人権講座、小地域座談会等、福祉や人権に関する講座の企画立案・開催に取り組み、理解を深めます。



2 地域での見守り活動

【目指す姿】

行政や各団体が把握した地域の生活課題をもとに、地域での支援活動を強化します。

地域住民の取組

日頃から見守り活動を行い、住民の変化に気づき、生活課題を解決するため町や社会福祉協議会へ相談しましょう。

社協の取組

生活支援コーディネーターを中心とし、地域で生活課題を解決する体制整備に取り組みます。

町の取組

地域での見守り活動の理解等普及促進に取り組み、地域と生活課題を共有し、防災と福祉の取り組みを推進します。



地域福祉を担う人づくり



3 地域福祉活動の担い手の確保・育成

【目指す姿】

住民と関係機関が一緒になって地域の生活課題が解決できる話し合いの場など、住民が主体的に参画する機会等を創出する。

地域住民の取組

隣近所への声かけや見守りなどそれぞれができる範囲で参加し、地域で支え合い・助け合い活動に取り組みましょう。

社協の取組

住民同士の集いの場の開催を支援し、話し合い等による生活課題解決の支援、地域内の福祉人材の育成を行います。

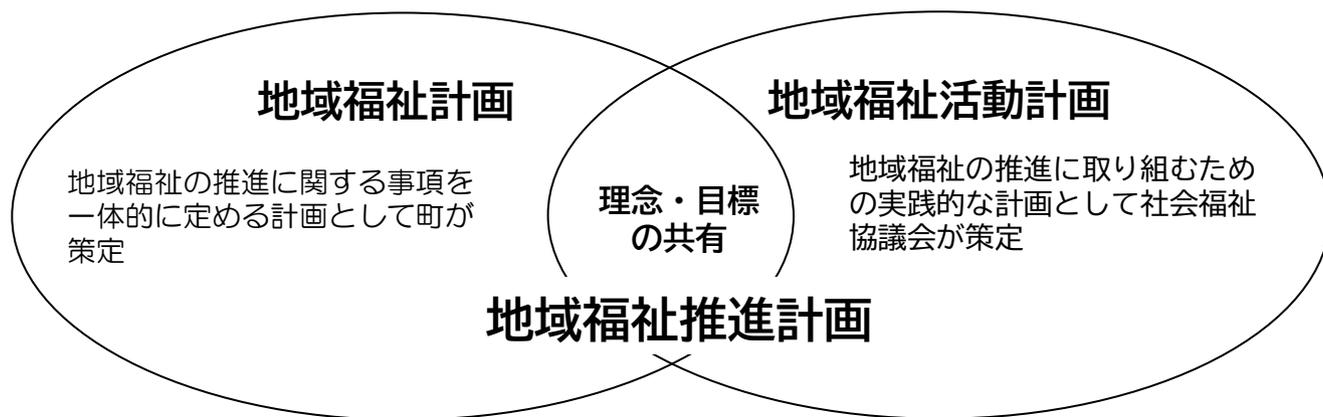
町の取組

地域、社会福祉協議会と連携し、目指す地域像を構築するための取り組みを推進します。

町と社会福祉協議会が 合同で一体的な計画をつくりました

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は地域福祉を推進していく上で、相互に連携し役割を明確化するなど欠かすことのできない計画です。

地域福祉の推進に係る理念や目標、方向性を共有し、施策や活動のより効果的な推進が期待できるため、一体的に策定します。



< 地域福祉推進計画に盛り込んだ各制度の実施計画 >

計画名 / 説明等
重層的支援体制整備事業実施計画
根拠法令：社会福祉法第106条の5 掲載場所：本計画13ページ「3 包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現」
子どもの貧困対策計画
根拠法令：子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項 掲載場所：本計画15ページ「5 子どもの貧困対策」
成年後見利用促進計画
根拠法令：成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項 掲載場所：本計画16ページ「6 成年後見制度の利用促進」
再犯防止推進計画
根拠法令：再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項 掲載場所：本計画17ページ「7 犯罪をした人等への社会復帰支援」

日野町地域福祉推進計画 第2次日野町地域福祉計画・第1次日野町地域福祉活動計画

発行年月 令和8年3月

発行：日野町・日野町社会福祉協議会

編集：日野町健康福祉課

■日野町健康福祉課

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨101番地

電話 0859-72-0334 FAX 0859-72-1484

■社会福祉法人 日野町社会福祉協議会

〒689-5131 鳥取県日野郡日野町黒坂1560番地1

電話 0859-74-0338 FAX 0859-74-0365